

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 22 年 12 月 10 日(金) 第 8 2 5 3 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	家畜伝染病の発生 (730) (畜産課) 2
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (731) (東部総合事務所県民局) 2
	土地改良事業計画の変更の同意 (732) (東部総合事務所農林局) 2
◇ 選管告示	政治団体の収支に関する報告書の要旨 (66) 3
	鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 (67) 3

告 示

鳥取県告示第730号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成22年12月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

家畜伝染病の種類	家畜の種類	区分	頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	1	東伯郡琴浦町	平成22年12月2日

鳥取県告示第731号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成23年2月3日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成22年12月10日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

- 1 申請のあった年月日
平成22年12月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人桔梗会
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
武井 大典
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市行徳三丁目977
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、我国の少子高齢化社会の到来に対応して、相互扶助の精神に基づき、幼児から高齢者まで全ての人が、幸福で快適且つ安心して暮らしていく事が出来る様社会教育の推進や青少年の健全育成を図る活動、並びに高齢者の自立と連帯を促進し、居宅介護支援に関するサービスや福祉に係る調査研究及び相談・情報提供等を行うことにより、生活・文化・保健衛生の向上を図り、明るく高齢者にやさしい活力ある長寿社会の実現と健全な地域社会の発展に寄与する事を目的とする。

鳥取県告示第732号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（非補助土地改良事業福井地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更を平成22年12月6日同意したので、同法第96条の3第5項において準用する同法第48条第11項の規定により告示する。

平成22年12月10日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第66号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第20条第1項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成22年12月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

◎その他の政治団体

期間 平成21年12月30日～平成21年12月31日

政治団体の名称 石賀はるあき後援会

報告年月日 平成22年2月8日

1 収入総額 0円

2 支出総額 0円

期間 平成21年12月23日～平成21年12月31日

政治団体の名称 さかの真理応援団

報告年月日 平成22年5月12日

1 収入総額 0円

2 支出総額 0円

鳥取県選挙管理委員会告示第67号

平成22年12月5日現在における鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、871であるので、漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項の規定により告示する。

平成22年12月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子